



2013年7月1日

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 岸田文雄様

日本 YWCA
会長 俣野尚子
総幹事 西原美香子

国連拷問禁止委員会勧告—日本軍性奴隷制度に関する条項—に対する 日本政府の誠実な回答と対応措置を求める要請書

2013年5月、国連拷問禁止委員会は、『慰安婦』問題について下記の厳しい勧告を行いました。

- ・複数の国会議員を含む、国および地方の高い地位の公人や政治家による、事実の公的な否定が行われ、被害者に再び心的外傷を負わせることが継続している。
- ・歴史教科書でこの問題に関する記述が減少していることに見られるように、ジェンダーに基づく条約違反を防止するための効果的な教育施策の実施を怠った。
- ・性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること。
- ・関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること。
- ・被害者の救済への権利を認識し、それに基づき、賠償と謝罪と可能な限りの名誉回復を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと。
- ・この問題について広く人々に教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。

これは、重要な公職にありながら、過去に積み重ねられた歴史認識に基づく「河野談話」などの政府公式発言を軽視し、国内向けの無責任な発言を繰り返し行って、国際的な信用の失墜を招く政治家が絶えない日本の状況を厳しく示すものです。

国際機関の指摘を待つまでもなく、歴史事実は直視され、歴史認識は共有の努力がされなければなりません。平和主義と人権大国を誇る日本ならば、当然、女性の人権、特に戦争などの非常事態下における女性の人権に対し、最大限の思慮を及ぼすことは必然の責務です。同勧告に先立つ2013年4月、国連安全保障理事会では、国連日本代表部の梅本和義大使が、国連安保理決議1325号(紛争下における女性の暴力からの保護、予防、和平プロセスへの参加など)を取り決めたもの)の国内行動計画への参加を表明しました。2000年に安保理の全会一致で採択された1325号決議には現在193カ国が参加し、日本もようやく国内行動計画着手を正式に表明したのです。

日本YWCAは、世界のYWCAのネットワークの中で女性の人権に取り組んでいます。アジアの国々への侵略を止めることができなかった反省に立ち、過去の史実に真摯に向き合い謝罪することで、アジアのYWCAと共に未来の平和を構築できると考え活動してきました。

日本政府として、今回の拷問禁止委員会勧告に誠実に回答し、人権に配慮する国としての名誉を回復することを強く要求します。

日本YWCA

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館302号室
TEL: 03-3292-6121 FAX: 03-3292-6122